

総合体育施設受水槽更新工事設計業務委託

特記仕様書

交 野 市

1. 業務概要

1-1 委託概要

交野市立総合体育施設の受水槽については、竣工後30年が経過しており、経年による、劣化が各所に見られることから、更新を計画するものである。

1-2 計画概要

- (1) 業 務 名 総合体育施設受水槽更新工事設計業務委託
- (2) 履行場所 交野市向井田2丁目5-1
- (3) 計画概要 交野市立総合体育施設の受水槽更新工事の実施設計
 - ① 受水槽更新工事
 - ② 付随する給排水衛生設備（配管、支持材、バルブ等の部分更新）改修工事
 - ③ 付随する電気設備（制御盤、配線等の部分更新）改修工事
 - ④ 付随する建築（仮設足場等の設置）工事
 - ⑤ 上記改修工事に伴う建築・電気設備・機械設備工事一式
- (4) 用 途 社会体育施設
- (5) 建物概要 竣工：平成9年
建築面積合計：10,659.593 m²
延床面積合計：14,055.596 m²
構造：RC造一部鉄骨造・SRC造
用途地域：市街化調整区域 法22条内
- (6) 貸与物等 竣工図（建築・電気設備・機械設備）PDFデータ 一式
既存図面一式及びCADデータ（配置図、各階平面図、屋根伏図、立面図4面等）
各改修工事時の竣工図・完成図書関係
各種点検記録 一式
※既存図面等の貸与物については、速やかにPDFデータ化を行い、施設へ返却を行うこととする。また、PDFスキャンデータについては委託者へデータ送付(共有)を行うこととする。
- (7) 委託予定期間 契約日から令和9年3月12日まで

2. 一般共通事項

2-1 適用範囲

この仕様書は、総合体育施設受水槽更新工事設計業務委託の業務に適用する。また、この仕様書に規定のない事項については、「委託業務契約書」及び「公共建築設計業務委託共通仕様書」に定めがあるものの他、委託者と協議の上決定するものとする。

2-2 業務の実施条件

- (1) 本業務は、令和六年国土交通省告示第八号に掲げるものとする。

- (2) 本業務は、委託者が予定している改修内容及び計画予算を遵守し、委託者が事前に実施した調査及び設計条件に基づいて実施するものとする。
- (3) 本業務で配置する技術者の要件として、管理技術者については、官公庁が発注する機械設備改修設計業務の実績を 10 年以上有するものであること。
- (4) 本業務は、総合体育施設受水槽更新工事に係る設計業務の他、施設の運営に支障が生じる可能性のある箇所についても現地確認を行い、対策が必要な場合はその設計業務も実施するものとする。
- (5) 本業務の実施に当たっては、委託者と十分な連絡を保ち、基本方針については、委託者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (6) 本業務の実施に当たっては、関係法令及び適用基準等を遵守するものとする。
- (7) 設計図書の作成に当たっては、建築工事設計図書作成基準（最新版、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）及び公共建築工事積算基準（最新版、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）によるものとする。
- (8) 設計業務で協力事務所を使用する場合は、委託者と協議し、承諾を受けるものとする。
- (9) 設備設計図書の作成業務には、設備設計（電気、機械）の現地調査表を含むものとする。
- (10) 本業務に関し疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議するものとする。
- (11) 本業務完了後であっても、工事終了までの間、設計意図の伝達に関する質疑応答、説明、助言等を求められた場合は適切に行うものとし、必要に応じて委託者等と打合せを行うものとする。
- (12) 本業務において、官公署その他への申請・手続等が必要となる場合、受託者により行う。

2-3 追加業務

- (1) 積算業務を実施する場合は、公共建築工事積算基準（最新版、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）によるものとする。
- (2) 追加業務は次に掲げる業務とする。

ア. 積算業務

- ・ 工事費内訳書（代価表・別紙明細を含む）の作成
- ・ 積算算出書（積算数量調書・拾い出し資料を含む）の作成
- ・ 工種別積算チェックリスト
- ・ 見積比較表
- ・ 見積書
- ・ 単価適用根拠（物価本等写）

2-4 工程表等の提出

受託者は次の各号の書類を遅滞なく提出し、承認された事項を変更しようとする場合は、その都度委託者の承認を受けるものとする。

(1) 業務着手時

ア. 着手届及び業務計画書

イ. 管理・照査技術者・担当技術者等届出（資格の写し、履歴書添付）

ウ. その他必要な書類

(2) 業務中

ア. 協議(提案)資料の作成 (打合せ資料及び適宜必要となるもの)

イ. 打合せ議事録等

ウ. 進捗状況報告書 (月末毎)

エ. その他必要な書類

(3) 業務完了時

ア. 業務完了届

イ. 業務完了検査願

ウ. 引渡書

エ. 請求書及びその内訳書

オ. その他必要な書類

2-5 協議等

(1) 各業務に先立ち現地調査を行い、現況を十分に把握するものとする。なお、調査時には管理技術者及び各担当技術者も必ず現場確認に出席するものとするが、監督員が事前に承諾した場合はこの限りではない。

(2) 設計作業の実施に当たって部外折衝を要する場合は、速やかに委託者に文章で報告し、その指示に従い処理するものとする。

2-6 打合せ記録簿

委託者と協議等を行った場合は、速やかに記録簿を作成し、その都度文書で報告するものとする。また、業務完了時においては全てまとめて製本し1部提出するものとする。

2-7 審査

(1) 業務が完了した場合は、業務完了届を提出すると共に、成果品を提出し、委託者の審査を受けるものとする。

(2) 業務完了期限前であっても、委託者があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、指定する期限までにその時点における成果品を提出し、審査を受けるものとする。

2-8 軽微な変更

設計条件・設計図書に関しての軽微な変更については、受託者は委託者の指示により作業を進めるものとする。この場合、設計業務委託契約書の規定に関わらず「契約金額」及び「履行期限」の変更はないものとする。

2-9 適用基準

業務の遂行に当たっては、建築基準法による他、次の諸基準を準拠するものとする。

特記なき限り、最新版、国土交通大臣官房官庁営繕部整備課監修によるものとする。

ア. 建築設計基準及び同解説

- イ．建築構造設計基準及び同解説
 - ウ．建築設備設計基準
 - エ．公共建築工事標準仕様書 建築工事編
 - オ．公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編
 - カ．公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編
 - キ．公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編
 - ク．公共建築改修工事標準仕様書 電気設備工事編
 - ケ．公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編
 - コ．建築工事標準詳細図
 - サ．公共建築設備工事標準図 電気設備工事編
 - シ．公共建築設備工事標準図 機械設備工事編
 - ス．建築物解体工事共通仕様書
 - セ．公共建築工事積算基準
 - ソ．公共建築工事標準単価積算基準
 - タ．公共建築数量積算基準
 - チ．公共建築設備数量積算基準
 - ツ．公共建築工事共通費積算基準
 - テ．水道法
 - ト．水道法施行令
 - ナ．水道法施行規則
 - ニ．その他委託者が指示及び協議により必要とするもの
- (その他)
- ア．高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
 - イ．大阪府福祉のまちづくり条例
 - ウ．交野市水道事業給水条例
 - エ．交野市給水条例施行規程
 - オ．給水装置工事施工基準（交野市水道局）
 - カ．大阪府遊泳場条例

2－10 使用言語等

本業務に使用する言語は日本語、数字は算用数字、単位はメートル法、通貨は日本円とする。

2－11 特許について

特許に関わる材料・工法等を採用しようとする場合は、委託者と打合せを行い、指示を受けるものとする。

2－12 特殊な工法等

適用基準により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ委託者と協議を行い、承諾を受けるものとする。

3. 業務

設計に当たっての業務の概要を示したものであり、本業務の実施に当たっては委託者と打合せの上決定するものとする。

3-1 業務内容

- (1) 令和六年国土交通省告示第八号に掲げるものとする。
- (2) 図面・書類・計算書（電気・機械）の作成、打合せに必要な資料の収集・作成を行うものとする。

追加業務に積算業務がある場合は、積算数量調書の作成後、営繕工事積算チェックマニュアル<建築工事編>、<電気設備工事編>、<機械設備工事編>の記入を行う。

3-2 業務体制

(1) 管理技術者

受注者は実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて監督員に提出して承諾を得ること。管理技術者は、本業務において、建築、電気設備、機械設備の業務趣旨及び内容を総括的に反映できる者とする。また、管理技術者は次項の担当技術者を配置するものとする。

(2) 担当技術者

受注者は、次の担当技術者を配置するとともに、担当技術者通知書及び担当技術者経歴書を作成し、提出しなければならない。なお、担当技術者の要件を満足する場合に限り、管理技術者が担当技術者を兼務することを可能とする。ただし、以下「ア. 機械設備担当技術者」と「イ. 電気設備担当技術者」については、同一人物が兼務することは不可とする。

ア. 機械設備担当技術者

建築設備士資格取得後 3 年以上の機械設備設計・施工管理の実務経験を有する者。

イ. 電気設備担当技術者

1 級電気工事施工管理技士資格取得後 10 年以上の電気設備設計・施工管理の実務経験を有する者。

ウ. 積算担当技術者

官公庁が発注する改修工事設計業務における積算業務実務経験を 5 年以上有する者。

エ. 照査技術者

官公庁が発注する機械設備改修工事設計業務の実績を 5 年以上有する者。

3-3 業務仕様

- (1) 次の時期に委託者と打合せを行うものとする。その場合、必要に応じてスケッチ・資料等を作成するものとする。
 - ア. 契約直後
 - イ. 現地調査後の実施設計に関する基本方針策定前
 - ウ. 設計図書作成着手前

エ. 設計図書作成期間中

オ. その他打合せを必要とするとき

- (2) 改修工法や仕上げ材及び設備機器の選定は、委託者と十分に協議を行い、承諾を受けるものとする。
- (3) 委託業務履行期間中は、原則、隔週で打合せ会議(対面)を実施するものとする。ただし、監督員が不要と認める場合については、この限りではない。また、打合せには、監督員が事前に認めた場合を除き、管理技術者及び電気設備担当技術者、機械設備担当技術者は必ず出席するとともに、打合せの都度、協議書を作成の上、提出すること。
- (4) 設計の進捗に伴い、計画に変更が生じた場合には、委託者と協議を行い、承諾を受けるものとする。
- (5) その他業務上、当然必要と認められる図面・書類・計算書等は、委託者の指示により作成するものとする。

3-4 成果品

設計図書作成業務に関する成果品の概要を示したものであり、業務の実施に当たっては委託者と打合せの上決定するものとする。

なお、図面作成の際に既存図の画像データ等の貼り付けは不可とし、CADにより作成する。

- (1) 機械設備設計図書（改修前後）
 - ア. 特記仕様書
 - イ. 総合仮設計画図
 - ウ. 仮設計画図（平面図）
 - エ. 受水槽機器表
 - オ. 受水槽詳細図
 - カ. 基礎詳細図
 - キ. 給排水衛生設備（機器表、平面図、系統図）
 - ク. 各種技術(提案)資料
- (2) 電気設備設計図書（改修前後）
 - ア. 特記仕様書
 - イ. 電灯・動力設備（平面図、盤結線図）
 - ウ. 弱電設備（平面図、系統図、機器姿図）
 - エ. 各種技術(提案)資料
- (4) 積算書（追加業務）
 - ア. 積算数量算出書
 - イ. 積算数量調書
 - ウ. 見積・単価比較資料
 - エ. 工事費積算書（代価表・複合単価表含む）
 - オ. 概算工事費算出書
- (5) 設計(現地)調査書（建築・電気設備・機械設備含む）
- (6) 概略工事工程表

(7) 打合せ記録簿（協議時に都度作成）

(8) 照査結果報告書

成果品提出に際し、設計図、積算書、数量調書等について、それぞれの内容の妥当性及び相互の整合性を確認し、確認箇所にマークを付するなどしてわかりやすくまとめた確認結果資料を提出すること。また提出する成果品については、当該確認作業で明らかとなった要訂正箇所の訂正を、完了させたものとする。

(9) その他業務上当然必要と認められる図面・書類等

※施設運営を行いながらの工事となる為、委託者と十分な協議を実施した上で施設運営に十分に配慮した改修計画とし、仮設計画図及び概略工事工程表に反映させること

※現地調査を実施し、現況と貸与図面に相違がある場合は、現況のとおり修正し現況図面を作成すること

3-5 成果品の納品

(1) 提出期限

ア. 本仕様書 3-4 (4)オで定める、概算工事費算出書については、令和 8 年 11 月 13 日(金)までに納品するものとする。

イ. 本仕様書 3-4 (4)エで定める、工事費積算書については、令和 8 年 12 月 25 日(金)までに納品するものとする。

ウ. その他成果品については、委託期間末日までの納品とするが、発注者へ、成果品(案)一式を不足なく取りまとめ、令和 9 年 2 月 26 日(金)までに提出し、確認を受けるものとする。

(2) 提出仕様

ア. 設計図書製本	A 3 版二つ折り製本	5 部
イ. 設計図 CD データ	JWW 形式、DXF 形式、PDF 形式	
ウ. その他の設計資料	A4 パイプファイル	

4. 補 則

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方の協議により運用を定めるものとする。